

評議員及び役員の報酬等に関する規程

平成24年4月1日施行

平成24年4月1日適用

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構定款（以下「定款」という。）第14条及び第30条の規定に基づき、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構（以下「機構」という。）の評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、機構に常時勤務する者をいう。
- (3) 県派遣役員とは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(常勤役員)

第3条 常勤役員には、職務遂行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員に支給する年間報酬等の総額は別表第1のとおりとする。

3 理事長は、別表第1に定める年間報酬等の総額の範囲内で、理事会の決議を経て定めた基準に基づき報酬等を支給する。

(評議員および非常勤役員)

第4条 評議員には、職務執行の対価として定款第14条に定める金額の範囲内で報酬を支給する。

2 非常勤役員には、職務遂行の対価として報酬を支給する。

3 評議員及び非常勤役員の報酬は日額とし、その額及び一人当たりの年間報酬の総額は別表第2のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、評議員及び非常勤役員が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合には、報酬を支給しない。

5 第3項の日額報酬は、評議員及び非常勤役員がその職務に従事した際支給する。ただし、必要に応じまとめて支給することを妨げない。

(支給方法)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬等の支給及び方法については公益財団法人宮崎県建設技術推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第6条 役員等には、退職手当を支給しない。

(費用)

第7条 役員等が、機構の業務のため旅行するときは、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構旅費規程に定めるところにより、費用として旅費を支給する。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 機構は、この規程をもって、公益法人認定法第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人宮崎県建設技術推進機構役員給与等規程は廃止する。

附 則

この規則は、評議員会の決議を得た日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、評議員会の決議を得た日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1

常勤役員の年間報酬等の総額

常勤役員の区分	年間報酬額の総額
県派遣役員	1,200万円以内
県派遣役員を除く常勤役員	600万円以内

別表第2 評議員及び非常勤役員の報酬額

職 名	報酬日額	年間報酬の総額
評 議 員	10,500円	52,500円以内
非常勤理事	10,500円	52,500円以内
監 事	50,000円	255,000円以内

ただし、理事会、評議員会出席にかかる監事の報酬日額は、10,500円とする。

常勤役員の報酬支給基準

平成24年 4月 1日制定
平成24年 4月 1日適用
平成26年12月 2日改正
平成27年 4月 1日改正
平成28年 3月 7日改正
平成28年12月13日改正
平成29年12月13日改正
平成30年12月13日改正
令和 3年11月30日改正
令和 5年12月14日改正
令和 6年 4月 1日改正
令和 6年12月12日改正
令和 7年12月12日改正

常勤役員の報酬の支給基準を下記のとおり定める。

（県派遣役員を除く常勤役員）

第1条 県派遣役員を除く常勤役員の報酬月額は別表第1のとおりとする。

2 前項の役員の期末手当の額は、別表第2により計算した額とする。

（県派遣役員）

第2条 県派遣役員の報酬等の支給に当たっては、その者の宮崎県における給与の等級及び号給に基づき、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用して支給するものとする。

附 則

この基準は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年12月2日から施行する。ただし、期末手当の平成26年度分については平成26年12月1日、平成27年度以降分については平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、理事会の決議のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この基準は、理事会の決議のあった日から施行する。ただし、期末手当の平成27年度分については平成27年12月1日から、平成28年度以降分については平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、理事会の決議のあった日から施行する。ただし、期末手当の平成28年度分については平成28年12月1日から、平成29年度以降分については平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、理事会の決議のあった日から施行する。ただし、期末手当の平成29年度分については平成29年12月1日から、平成30年度以降分については平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、理事会の決議のあった日から施行する。ただし、期末手当の平成30年度分については平成30年12月1日から、平成31年度以降分については平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、期末手当の令和3年度分については令和3年12月1日から、令和4年度以降分については、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。ただし、期末手当の令和5年度分については令和5年12月1日から、令和6年度以降分については、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、理事会の決議のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から適用する。ただし、期末手当の令和6年度分については令和6年12月1日から、令和7年度以降分については、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から適用する。ただし、期末手当の令和7年度分については令和7年12月1日から、令和8年度以降分については、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 県派遣役員を除く常勤役員の報酬月額

職 名	報 酬 月 額	備 考
理 事 長	341,700円	令和5年度末までの宮崎県退職者が対象
	370,400円	令和7年度末以降の宮崎県退職者が対象
常 務 理 事	309,200円	令和4年度末までの宮崎県退職者が対象
	318,100円	令和7年度末以降の宮崎県退職者が対象

別表第2 県派遣役員を除く常勤役員の期末手当

期 末 手 当	6月期支給額	令和8年度以降 報酬月額×(1+役職加算割合)×1.225月	令和4年度末までの宮崎県退職者が対象
		令和8年度以降 報酬月額×(1+役職加算割合)×2.325月	令和5年度末以降の宮崎県退職者が対象
	12月期支給額	令和7年度 報酬月額×(1+役職加算割合)×1.25月	令和4年度末までの宮崎県退職者が対象
		令和7年度 報酬月額×(1+役職加算割合)×2.35月	令和5年度末以降の宮崎県退職者が対象
		令和8年度以降 報酬月額×(1+役職加算割合)×1.225月	令和4年度末までの宮崎県退職者が対象
		令和8年度以降 報酬月額×(1+役職加算割合)×2.325月	令和5年度末以降の宮崎県退職者が対象
加算割合	理事長、 常務理事	10%	